



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額 1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



安心して働くことのできる職場を求めて

—コロナ感染症・高齢労働者問題

厚生労働省に要請

6月26日、参議院議員会館の会議室において、「新型コロナウイルス感染症から労働者のいのちと健康を守る」及び「高齢労働者がいのちと健康を守り安全に安心して働く」ための厚生労働省要請・懇談をおこないました。全国センターからは岩橋祐治事務局長以下7人が参加し、厚生労働省からは雇用環境均等局、職業安定局、労働基準局、安全衛生部、医政局、老健局、年金局、社会援護局、コロナ対策本部（健康局）の9つの部局から22人の職員が対応しました（写真）。

職場での安全・衛生、労災について要請

「新型コロナウイルス感染症から労働者のいのちと健康を守る緊急要請」では、「1.事業者は、職場や通勤における労働者のコロナ感染を防ぎ、労働者の安全、いのちと健康を守る責任を負い、健康障害防止措置を講じる義務があること。労働者には自らの安全、いのちと健康の確保を求める権利、コロナ感染の危険を感じた場合に、職場を離脱し、出勤を拒否する権利があることを明確にして、徹底すること。2.医療・介護・保育・教育など感染が心配される職場において、必要なマスクや消毒液などの衛生・防護用品の確保を国の責任で行うとともに、すべての利用者と労働者に定期的なPCR検査を行うこと。3.コロナによるメンタルヘルス不全やハラスメントの発生の増大、自殺者の増大に対する対策の強化。4.業務上及び通勤途上のコロナ感染に対して労災が適用されることの周知徹底。5.感染経路が特定され感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合、複数の感染者が確認された労働環境下の業務や顧客等との近接や接触の多い労働環境下の業務など感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、原則として労災保険給付の対象として扱うこと」などを要請しました。

新型コロナウイルス感染症は、職場の働き方に様々な影響をもたらしています。厚生労働省からは進



行中でもあるコロナ対策についての回答が行われましたが、全国センターの参加者からは、職場での実態が切々と訴えられました。医療・介護現場では、未だに医療用のマスクなどが充足していません。教育現場からは、休校中・休校明けの子どもたちが不安定な状況で、労働時間がさらに増加していることなどを訴えました。

この間の運動の成果として、コロナ感染禍で奮闘している医療・介護に従事するすべての労働者に対し、第2次補正予算で慰労金が出るようになりました。

原則的に労災適用を

要請を行った時点（6月23日現在）でのコロナウイルス感染症に関する労災請求件数は391件、支給決定件数は31件にすぎませんでした。その時点でのPCR検査の陽性者数は約1.8万人。あまりにも少ない請求件数です。労災保険は健康保険を比べて、傷病に対する給付内容も休業補償の水準も障害

（2頁に続く）

〈今月号の記事〉

保健所からの実態報告	2面
新型コロナウイルス感染症労災（公務災害）申請を	3面
各地・各団体から 医師の働き方／北海道／大阪／愛知	4～5面
過労死防止対策をめぐって／豪雨被害支援を	6面
本の紹介	7面
過労死労災認定状況	8面

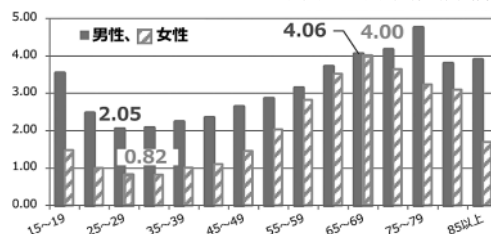
補償や遺族給付の内容も優れています。コロナに対する労災保険の活用をもっともっと周知していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症については、まだ終息の見通しがたっていません。職場の実態に合わせた対策を迅速に行うことを強く要請しました。

高齢労働者に労災が多発

「高齢労働者がいのちと健康を守り、安全に安心して働けるための要望」では、「1. ガイドラインではなく、労働基準法や労働安全衛生法にもとづく強制力と罰則がある規則か命令を策定すること。2. 高齢労働者ガイドラインで指摘されている『①安全衛生管理体制の確立、②リスクアセスメントの実施、③職場環境の改善と高齢労働者の特性を生かした作業管理、④高齢労働者の健康や体力の状況の把握とその状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施』を着実に実施するよう周知と徹底、援助を強めること、『100のエイジアクション・チェックリスト』の積極的な活用による職場環境や作業管理の改善を実施すること。3. 高齢者の雇用についても正規雇用を基本とし、請負・委託などの雇用によらない働き方についてはできる限り制限するとともに保護を強めること。4. 高齢者の体力に応じた機械や

＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成30年＞
出典：労働力調査、労働者死傷病報告



技術の開発と普及を行うこと。5. 兼業・副業は推進しないこと、フリーランスなど『雇用によらない働き方』に対する保護を抜本的に強化すること。6. 高齢者の労災認定にあたっては加齢を考慮した認定を行うこと」などを要望しました。

参加者は、この間の年金水準の引き下げによって高齢労働者が急増していること、しかも低賃金・劣悪な労働条件の不安定な雇用で働かさせていること、労災事故が多発している現状について告発し、高年法「改正」によって60歳後半は雇用以外の請負や委任でもよいとなり、いっそう酷い状況が予測されることに対し強い危惧が表明され、高齢労働者がいのちと健康を守り安全に安心して働けるようにするために、対策を抜本的に強化するよう求めました。

(全国センター 岩橋祐治)

感染症対策で危険と隣り合わせ

保健所・保健師

新型コロナウイルス感染症の対応で、各地の保健所では相談が殺到しました。どこでも「帰国者・接触者相談センター」を設置して業務にあたっています。通常の相談が1日2～3件のところ、患者の発生状況にあわせて70～100倍の件数になっています。

同センターでの業務は保健所の他、他の部署の保健師も含めて交代で業務を行い、人手が足りない上に、狭い場所での対応となっており、いつ自分が感染するかもしれないという強い緊張感を強いられながらの業務です。特に集団感染が発生したときには、他の部署の職員や非正規職員からの応援でやっと業務をこなしている状態です。

各地の保健師は、交代で都の「帰国者・接触者相談センター」業務にも従事しています。平日17時～翌9時、土日祝日は終日（24時間）開設しています。平日では途中に夕食30分、仮眠1時間30分という過酷な状況での勤務です。

厳しい相談内容も寄せられる中、対応し優先順位をつけるという役割も担います。さらに患者から採取した検体を検査機関へ搬送する、濃厚接触



窓口業務が民間委託された足立区保健所

者の特定と健康観察など多岐にわたる業務を行っています。

保健所職員や保健師は、「保健衛生のプロ」として、この困難を乗り越えるために必死で頑張っていますが、疲弊はピークに達しています。

長年にわたる保健所の統廃合や保健師の度重なる削減が、感染症が拡大し、緊急の対応をしなければならない状況に対応するにはあまりにも貧弱な体制となっている原因であることは明らかになりました。（東京自治労連 喜入 肇「新聞『TOKYO働く仲間』」より）

労働者に確実な労災・公務災害補償を

新型コロナウイルス感染症

国内での新型コロナウイルス感染者は、7月17日現在、23941例、死亡者は984人となりました。各地でクラスター（感染者間の感染が認められた集団）が確認され、職場内での感染数も日々指摘されています。

労災請求500件余り

厚生労働省が発表している「新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等」によると、7月9日現在、労災請求501件、支給決定96件となっています。内訳をみると「医療従事者等」の請求が424件、支給決定が74件。「医療従事者以外」では、「医療業」の請求21件、「運輸業・郵便業」の請求14件が目立っている業種です（支給決定は22件）。

厚生労働省は関連する通達を、2月3日と4月28日に発出。4月28日の通達では「調査により感染経路が特定されなくとも、業務による感染に蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合は、該当するものとして、労災給付の対象とする」としました。

5月14日に、初めてコロナウイルス感染者の労災支給決定が行われました。その後、6月末までに請求件数が433件と増加しました。しかし、各種報道などから推測しても、その数が多いとは言えません。

経路不明の感染でも労災認定

厚生労働省は7月10日、感染経路が特定されていない小売店販売員について、接客中に感染したと

して労災認定したと発表しました。感染した場合は原則認定するとしている医療・介護従事者を除き、経路不明で認定された初めての事案です。また、同省ホームページには認定事例として、クラスターが発生した飲食店従業員や感染した同僚と同じ作業車に乗っていた建設作業員といった事例も掲載されました。今回の感染症は無症状の人も多く、感染経路が特定しにくい状況です。業務外での感染だと明確な場合以外は、積極的な労災申請を検討しましょう。

公務災害の現状

公務の職場でも、医療機関のみならず市役所の窓口、消防職員などの感染が確認されています。しかし、地方公務員災害基金から発表されているデータでは、6月30日現在、請求件数38件、公務上認定7件です。

国家公務員については、ダイヤモンド・プリンセス号や検疫所などで明らかに感染者がいるにも関わらず、請求件数すら公表されていません。新型コロナ感染症にかかわる休暇は特別休暇扱いで有休とされています。しかし、安全衛生政策に資するために公務上の感染状況は正確に把握し発表されるべきではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染症については、重篤な後遺症が残る事例も指摘され、厚労省の調査が行われます。労災・公務災害を認定させることは安心・安全の職場づくりの前提です。しっかり取り組んでいきましょう。（全国センター 岡村やよい）

厚労省発表 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

業種	4/30現在			5/14現在			5/28現在			6/30現在			7/7現在			7/9現在		
	請求	決定	支給	請求	決定	支給	請求	決定	支給	請求	決定	支給	請求	決定	支給	請求	決定	支給
1. 医療従事者等	2			31	1	1	41	4	4	358	37	37	409	71	71	424	74	74
医療業	2			19	1	1	29	2	2	306	32	32	349	64	64	364	66	64
社会保険・社会福祉・介護事業				11			11	1	1	51	4	4	55	5	5	55	6	66
サービス業（他に分類されないもの）													4	1	1	4	1	6
複合サービス				1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2. 医療従事者以外	2			8	1	1	18	3	3	75	17	17	76	20	20	77	22	22
建設業				1			1	1	1	4	1	1	6	1	1	6	1	1
製造業	1			2			2			3	2	2	3	2	2	3	2	2
運輸業・郵便業							4			14	1	1	14	2	2	14	2	2
卸売業・小売業				2			3			6	1	1	6	2	2	6	3	3
学術研究・専門・技術サービス業							1			2	1	1	2	1	1	2	1	1
金融業・保険業										1			1			1		
不動産・物品賃貸業										2			2			2		
宿泊業・飲食サービス業							2			4	4	4	4	4	4	4	4	4
生活関連サービス業	1			1	1	1	1	1	1	3	2	2	3	2	2	3	3	3
医療業				2			3	1	1	18	2	2	20	3	3	21	3	3
社会保険・社会福祉・介護事業							1			6	2	2	7	2	2	7	2	2
サービス業（他に分類されないもの）										12	1	1	8	1	1	8	1	1
計	4			39	2	2	59	7	7	433	54	54	485	91	91	501	96	96

各地・各団体のとりくみ

医師の
働き方

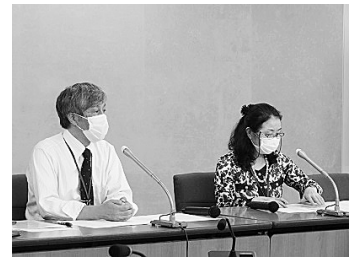
医師の過労死 病院側控訴取り下げ

長崎みなとメディカルセンター

長崎みなとメディカルセンターに勤務する33歳の男性医師が2014年12月に突然死した事案で、遺族と病院側の和解が2020年7月10日成立しました。病院を運営する長崎市立病院機構は、同日10時から記者会見を行い、謝罪するとともに敗訴した1審判決を全面的に受け入れ、医師の働き方改革に取り組む決意を示しました。医師の過労死事案では、医師が業務執行に関して大幅な裁量を持っていることなどから過失相殺し減額されることが多いのですが、2019年5月の長崎地裁判決では、病院側に安全配慮義務違反があったとして過失相殺を認めませんでした。今回の和解はその判決を病院側が受け入れたこととなります。

遺族を支援してきた医師ユニオンの植山直人代表と東京過労死を考える家族の会の中原のり子さんは

同日午後から記者会見を実施(写真)。植山代表は「和解に至った経緯は管理者が代わったことに尽きる。以前の管理者のままであれば福岡高裁判決が出て不満があれば上告となり、時間だけが費やされることになった」と述べました。



記者会見で発表された男性医師の妻のコメントでは「医師の労働環境改善についての和解の意義は、何より病院がすべての法的な責任を受け入れ、主人にはいっさいの過失がないと認めたこと。労働問題では謝罪を伴わない解決が一般的だが、新体制の病院が遺族の要望を受け入れた」「医師も人間であり、家族がいる。使い捨ての働く機械ではない。労働で殺して家族の元に帰すことがあってはならない」と述べています。(編集部)

北海道

職場での集団いじめから5年のたたかい

自治体保健師の公務災害認定

A町保健師のBさんは勤務直後から、職場環境が悪くアレルギー疾患が悪化。2年後からは多くの新規事業も手掛けることになりさらに過重労働になりました。2016年からは「日本脳炎予防接種」と町独自の新規事業が加わり、業務が回らない状態に陥りました。また、職場ではBさんに対する日常的なパワハラが繰り返され「仕事をしていない」「あんたがいなくても仕事は回る」など暗に退職を迫る言動が浴びせられるようになりました。

12月の係会議では、体調不良の「診断書」の提出を求められ、提出すると全員の前で読み上げさせられるなど精神的に大きな苦痛が続き、突発性難聴になりました。

この職場には問題解決力がないと考えたBさんは2017年6月地方公務員法による「公平委員会」に申し立て、部署異動を求めましたが、対応してもらえませんでした。やむなく「自治体ユニオン地域支部」に加盟し、町と団体交渉を行いパワハラの事実

を認めさせ「確認書」を交わしました。しかし、その後上司はBさんに「逆パワハラを受けた」と逆恨みし、スタッフも副町長も同様



のパワハラ行為を繰り返す状況が続き、10月に「うつ状態」と診断され休業と自宅療養になりました。

Bさんは2018年8月、いの健道センターに公務災害の申請で相談。申請準備を行ってきました。Bさんは当時のパワハラを思い浮かべると、症状が悪化するため作業はまさに「たたかい」でした。しかし、問題解決を目指し、精神科医師、弁護士との面談、労災被災者との交流などを通じて徐々に平常心で作業を行うことができるようになり、2019年10月地方公務員災害補償基金北海道支部(地公災道支部)に公務災害の申請を行いました。申請書は添付資料を含め膨大なものになりました。

2020年6月11日、Bさんに地公災道支部から「公務災害認定」の電話連絡が入りました。申請して8ヵ月の早期決定でした。パワハラ被害を受けてから5年目、休業してから2年半が経過し、今後の生活の見通しを立てるうえでも困難を抱えていたBさんは喜びをかみしめ、パワハラの根絶を改めて願っています。そのため、地公災道支部に対して「情報開示」請求を行い、決定内容を把握したうえで今後の対応を検討する予定です

この事件は住民の健康や生活を支える保健福祉の職場内で、医療知識のある職員間で起きました。また、当局も把握していたのに改善されませんでした。各職場の日常の見直しが欠かせません。

(北海道センター 佐藤誠一)

各地・各団体のとりくみ

大阪
アスベスト

命あるうちに救済を

第15回総会 & 公開講座

大阪アスベスト対策センターは、6月26日に第15回総会と公開講座を開催し、14団体28人が参加しました。行政からも6人が参加しました。

総会では、大商連がアスベストによる健康被害や救済制度について定期的に学習会を開催し「肺がん」などの症状がある会員を労災認定や救済制度につなげている報告や堺市のクボタ工場の周辺地域のスレート建材調査の報告がありました。また、建設アスベスト弁護団からは、救済に動こうとしない国に対して、「本気で世論を動かし最高裁での勝利判決を勝ち取ろう」と支援の訴えがありました。

公開講座は、ジャーナリストの井部正之さんが「アジアでも遅れる日本のアスベスト規制・対策」と題して今国会で改定された「大気汚染防止法」と改定作業がすすめられている「石綿障害予防規則」の問題点について韓国と比較しながら詳しく講演しました(写真)。

韓国では、2011年に制定された「アスベスト安全管理法」で通常使用時や改修・解体時でのアスベスト調査が義務化され、レベル3を含むアスベスト建材への管理規制が大きく進みました。さらに、同法は

2019年に改正され、建築物のどこにアスベストが使用されているのかを誰でもHPで確認できるように公開されています。学校のアスベ

ストについては、2017年に実施した1226校のアスベスト除去工事後の調査で、大半の学校で微量のアスベストが検出されたことを受けて、保護者らによる学校監視団が作られ管理がいっそう強化されました。

日本の規制は、今回の法改正でレベル3建材も規制対象に入ったとはいえ事前調査や分析、除去の方法、完了検査など、海外の規制から「15～30年遅れ」となっています。

井部氏は、アスベストの管理と廃棄をきちんとしないと、50年後にも被害者を出し続けることになると強く警告しました。

参加者からは、「韓国とこれほどまでに規制の差があるのに驚いた」「これからどんどん解体工事も増えていきます。まだまだ下請け業者では知識や認識のない人が多いのが現状です」などの感想が出されていました。

(大阪アスベスト対策センター 鈴木まさよ)



愛知

コロナ禍の中、保健師の役割を学んだ懇談会

コロナ感染恐怖の中、多くの皆さんが治療と防止に奮闘されています。愛知健康センターは、感染防止の最前線で働いている名古屋市の保健師塩川智代さんをまねいて学習・懇談を行ないました(写真)。

2月14日、名古屋市の患者第1号発生から、スポーツジムでのクラスターの発生、デイケア施設、ボクシングジム、武道館利用者(県警)など感染が相次ぎました。名古屋市は関係施設の閉所や感染者の行動把握をして、濃厚感染者対策を進め、他の政令指定都市と比較しても感染者を抑えてきています。

塩川さんはこの活動にかかわり、名古屋市の取り組みの背景を説明しました。

1994年、国は関係者の反対を押し切りに保健所法を廃止し地域保健法を制定しました。名古屋市では市職労が市民に呼びかけ「保健所がなくされて困る市民の会」をつくり、保健所削減に反対する取り組みをしました。労働組合作成の「ご利用ガイド」を発行し保健所の活動を市民に紹介。塩川さんは組合

役員としてこの活動にかかわってきました。

2018年には16

行政区16保健所だったのが、1保健所、16保健センターに移行させられました。しかし業務の統合は「公害」「医療監視」「環境衛生」部門にとどめ、感染症対策、乳幼児検診、精神保健、難病、母子保健などの対人部門は今までと変わらない態勢を守ってきました。(保健所の数は全国で1997年847カ所から2020年469カ所と約半分に削減されている)

名古屋市では、この取り組みによって保健所の地域分担制を維持しており、コロナ感染者の行動調査に大きな役割を果たしました。改めてコロナ問題を通して住民のいのちと健康を守るべき市役所や医療分野で大幅に人員削減されている現状が明らかにされました。

(愛知センター 吉川正春)



過労死防止対策の強化を／コロナ禍でより厳しい実態も

第7回過労死防止対策全国センター総会/第16回過労死等防止対策推進協議会

新型コロナウイルス感染症拡大により在宅勤務の拡大や、エッセンシャルワーカーといわれる生活を支える労働者の過重労働など働き方に新しい場面が生まれています。そのような状況の下、過労死防止対策強化について、2つの会議が開催されました。

7月2日に、過労死等防止対策推進法に基づく厚労省の過労死等防止対策推進協議会（写真）。7月11日には過労死等防止対策推進全国センターの総会がWEBにて行われました。2つの会議で出された意見の中から、特徴的なものを紹介します。

労災担当者の増員を

2019年度過労死労災認定状況が、6月26日に発表されました。精神障害と脳・心臓疾患の請求件数の合計は2996件と急増しています。しかし、決定件数は請求増に処理が追いつかず、700件以上の未処理となっています。その数は10年前より約500件増えています。労基署によっては労災担当者が減らされています。協議会では厚労省から「未処理数が増加しているのは確か。さらに効率的に仕事を進めて行きたい。必要に応じて体制は検討したい」との回答がありました。

関連して、労災の調査において、労働時間の算定

を監督部署と協議していること、精神障害の聞き取りを東京などは労働局で行っていることについて改めるべきとの意見が出



されました。

相談事例から

過労死を考える家族の会には相談が相次いでいます。会長の寺西さんが指摘した事例は「就活生のインターンシップ」。労働者性があいまいな上にひどい働かされ方が行われている実態があります。家族からの訴えで相談にのっています。厚労省の回答は「契約形態に関わらず実態で判断する」でしたが、実態を正確に把握し取り組む必要が指摘されました。

また、公務災害請求についての問題も指摘されました。特に国家公務員の働き方は深刻な状況が続いているにも関わらず、制度上の困難があり請求は多くありません。職場改善を迫ることを含め過労死防止全国センターとして、より積極的に取り組む必要があるとの意見が出されました。

コロナ問題

コロナ感染に関連して、在宅勤務では労働時間・労働環境管理が困難になる問題、医療労働者・教職員・公務員などの過重労働、感染症不安の中でのハラスメントなど課題が多岐にわたっています。帰国できない外国人技能実習生の問題もあります。

感染症そのものの終息が見通せず、厚労省も目の前の問題に追われているのが現状です。

過労死防止全国センターの総会では「過労死を我がことに」を訴え続ける」と寺西さんが閉会あいさつを行いました。共有の決意として取り組んでいきたいと思います。

(全国センター 岡村やよい)

「2020年7月豪雨災害」

被災地の復旧活動・募金にご協力を

7月3日から九州南部を中心に中部地方などでも発生した集中豪雨は、各地に大きな被害をもたらしました。死者(心肺停止を含む)は73人、行方不明者は10人に及んでいます(7月14日17時現在)。また、住宅は約15000軒が浸水、損壊などの被害をうけています。

新型コロナウイルス感染もあり、全国から支援にかけつけることもできないなか、被災地では片づけ作業などが進められています。水俣地域では、民医連などいくつかの団体が共同で災害ボランティアセンターを立ち上げ、支援を開始しています。

各団体で義援金の募集も進められています。ぜひ、ご協力を。



諏訪川沿いの国交省のポンプ車

家財の搬出や泥出し作業

本・資料の紹介 今年の夏休み読書はいかが？

「働き方改革への社会の底流と変革への期待」 (岸玲子著 いの健北海道センター)

2019年の北海道セミナーでの岸玲子先生の記念講演を「ブックレット NO.6」として発刊しました。

岸玲子先生は公衆衛生、産業衛生分野で活躍され行政の審議会の委員も務めました。日本学術会議の「労働雇用提言」、産業衛生学会の「労働衛生法令提言」は責任者としてまとめられました。

各提言発表後それぞれ8年・6年が経過し政府から「働き方改革」が押し出されましたが、「提言」との対比で労働安全衛生、産業衛生の現状をどの様に考えるのか、今後の課題を考え合うというのが私たちの思いでした。その内容は、

- ①明治初期の「工場法」と労働安全衛生活動の芽生え
- ②戦後の労働衛生に関する法制度の整備
- ③長時間労働と働く貧困層の広がり
- ④「日本学術会議」と「産業衛生学会」の提言
- ⑤ILO条約の未批准問題
- ⑥ディセント・ワークとこれから目指す社会

それぞれのテーマについて具体的データをもとに縦横に語った内容をまとめました。いの健活動を進める上で役に立つ1冊です。1冊300円ですが、団体などで100冊以上まとめると1冊200円です。

(TEL:011-825-4032) (北海道センター 佐藤誠一)

「過労事故死一隠された労災」

(川岸卓哉・渡辺淳子著 旬報社)



グリーンディスプレイ
青年過労事故死事件は2018年2月8日、横浜地裁川崎支部で画期的「和解」＝全面勝利を勝ち取ることができました。この度、表記の本が出版されました。

原告の渡辺淳子さんと川岸弁護士との共著です。「過労事故死を社会に知

らしめた母と支援者たちのたたかいの軌跡」でもあります。和解勧告文を作成した裁判長は「同じ年の息子がいます。我がことと考えて、書きます」と述べました。母の思いが、弁護士の思いが、そして、支援者たちの思いが、裁判長を動かしました。

読まれた方から、裁判を闘う上で重要な要素がふんだんに盛り込まれ、今、裁判をたたかっている原告、支援者、弁護士の皆さんに是非読んで欲しいとの感想も寄せられています。働くもののいのちと健康を守る神奈川センターの皆様には、共同代表に堀内会長になっていただいたことを始め支援する会の事務局にも入っていただき、大変お世話になりました。多くのことを教えていただき、日々励ましていただきました。一人でも多くの方に読んでいただければと思います。申し込みは、FAXで044(233)2855竹内まで。(元支援する会事務局長 竹内たみ子)

「脳・心臓疾患認定基準改定の補充意見書、パワーハラスメントと精神障害の認定基準に関する意見書、労災保険適用手続きに関する緊急改善要請書」
(過労死弁護団全国連絡会議 2020年5月)

過労死弁護団は2018年5月に、実績や問題意識をもとに弁護団の力を集め、「脳・心臓疾患の労災認定基準の改定を求める意見書、心理的負荷による精神障害の認定基準改定意見書」をまとめました。

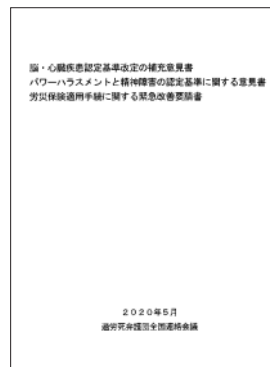
厚生労働省の専門検討会において、今年度は脳・心臓疾患の労災認定基準の見直しが進められています。

「補充意見書」では、2018年意見書以後、労働者側勝訴の重要判例、審査官決定、審査会採決等も出されていることを踏まえ、専門検討会にその内容を適正に反映するよう求めています。

また、精神障害の認定基準については、パワーハラスメントの範囲を限定的にしないこと、「恒常的な長時間労働」を月65時間程度の時間外労働とすべきなどの主張しています。しっかり学習して共有し、認定基準改定への力としていきましょう。

注文は川人法律事務所(TEL:03-3813-6999)へ。

(全国センター 岡村やよい)



インフォメーション

精神障害の請求件数は5年連続して過去最多

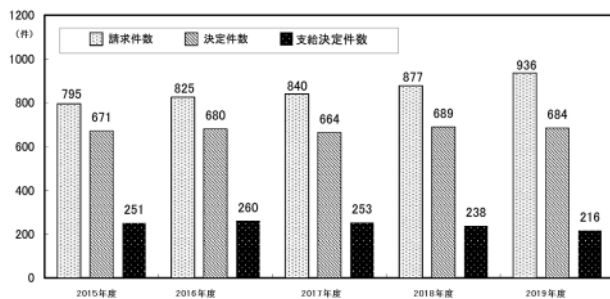
2019年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚労省は、6月26日「令和元年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。精神障害についての請求件数は2060件と前年度比240件の増となり、初めて2000件超となりました。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

【1】請求件数は936件であり前年度に比べ59件の増。しかし、「業務上」の支給決定件数は、216件で前年度に比べ22件減少しています。認定率は34.5%から31.6%へと下がっています。【グラフ1】

グラフ1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別では、請求件数で「50～59歳」333件、「60歳以上」294件、「40～49歳」248件、の順に多く、支給決定数は「50～59歳」91件、「40～49歳」67件の順に多くなっています。60歳以上の請求件数の増加が目立っています。【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2018年度						2019年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	11	4	14	8	4	1	10	4	4	3	1	1
30～39歳	56	20	45	20	20	7	51	21	46	17	15	7
40～49歳	246	80	206	75	85	27	248	78	189	75	67	26
50～59歳	297	83	214	61	88	33	333	89	267	93	91	37
60歳以上	267	67	210	53	41	14	294	61	178	50	42	15
合計	877	254	689	217	238	82	936	253	684	238	216	86

注 ()内は女性の件数で、内数である。

精神障害等の労災補償状況

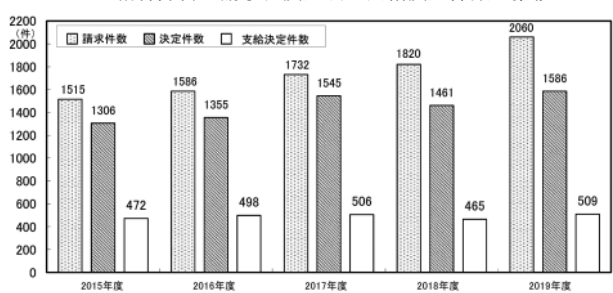
【1】請求件数の増加に伴い「業務上」の支給決定件数は509件で過去最多を更新しました。しかし、認定率は2017年32.8%、2018年31.8%、2019年32.1%とほぼ横ばいです。自殺の請求件数は昨年比+2件で、存命で労災請求する人が増えています。

【表2】【グラフ2】

表2 精神障害の労災補償状況

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
精神障害	請求件数	1515 (574)	1586 (627)	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)
	決定件数	1306 (492)	1355 (497)	1545 (605)	1461 (582)	1586 (688)
	うち支給決定件数 [認定率] [36.1%] [29.7%]	472 (146) [36.1%] [29.7%]	498 (168) [36.8%] [33.8%]	506 (160) [32.8%] [26.4%]	465 (163) [31.8%] [28.0%]	509 (179) [32.1%] [26.0%]
うち自殺	請求件数	199 (15)	198 (18)	221 (14)	200 (22)	202 (16)
	決定件数	205 (16)	176 (14)	208 (14)	199 (21)	185 (17)
	うち支給決定件数 [45.4%] [31.3%]	93 (5) [45.4%] [31.3%]	84 (2) [47.7%] [14.3%]	98 (4) [47.1%] [28.6%]	76 (4) [38.2%] [19.0%]	88 (4) [47.6%] [23.5%]

グラフ2 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】業態別に見ると昨年比で製造業 (+50件)、医療、福祉業 (+106件) での請求件数増が目立っています。

【3】「年齢別請求、決定及び支給決定数」を見ると、20歳代と50歳代の請求の伸びが大きくなっています。【表3】。

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2018年度						2019年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
19歳以下	14	1	14	1	5	0	21	2	8	2	3	0
20～29歳	332	50	265	56	93	18	432	45	321	44	116	16
30～39歳	491	42	406	48	122	19	509	46	426	39	132	17
40～49歳	597	69	468	54	145	20	639	65	503	67	170	36
50～59歳	325	29	254	31	81	13	391	40	283	28	75	15
60歳以上	60	9	54	9	19	6	68	4	45	5	13	4
合計	1820	200	1461	199	465	76	2060	202	1586	185	509	88

注 1 自殺は、未済を含む件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

【4】出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が79件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が68件と多く、セクシャルハラスメントを受けた」も42件となっており、職場にハラスメント防止の対策の強化が急がれています。また、就労形態別では「パート・アルバイト」の決定件数が増えています。(編集部)